

第24号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。